

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 1 6 日 木曜日
開会 10 時 00 分 閉会 11 時 15 分

- 2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

- 3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
委 員 松山 大耕

- 4 欠席者 なし

- 5 傍聴者 なし

- 6 議事の概要
 - (1) 開会
10 時 00 分、教育長が開会を宣告。

 - (2) 前会会議録の承認
第 1486 回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

 - (3) 議事の概要
 - ア 議事
議案 8 件

 - イ 非公開の承認
議案 3 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

 - ウ 非公開の宣言
教育長から、議案 3 件について、会議を非公開とすることを宣言。

 - エ 議決事項

(事務局説明 山本 生涯学習部担当課長)

本件は、70年ぶりに改正された博物館法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市における博物館の登録の要件や博物館相当施設の指定等に関する事務事項を定めた規則を改正するものである。

まず、国の動きとして、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、これからの博物館がその求められる役割を果たしていくための規定整備が行われた。具体的には、①法律の目的及び博物館の事業の見直し、②博物館登録制度の見直し、③学芸員補の資格要件の規定等その他の規定整備、の大きく3つの観点で規定が整備された。

日本の博物館は、博物館法上の博物館である「登録博物館」、それに相当する施設である「指定施設(改正前までは博物館相当施設)」、博物館法の適用外となる「博物館類似施設」の3つに分けられる。この場では、今回の法改正により見直された点を中心に説明する。

まず、設置主体については、法改正により法人類型に関わらず登録できることとなり、例えば営利法人の会社が設立した博物館も登録できるようになった。

次に、登録要件について、これまでの「面積が〇㎡以上」という要件を撤廃し、安定的・継続的な活動ができる設備の整備や利用者への配慮がなされているか等を審査することとされた。これによって、設置者が土地・建物を所有しているかや、スロープを設置しバリアフリーに取り組んでいるかなどを確認する。また、資料の収集・保管・展示とともに、調査研究や教育活動等、博物館としてどういった活動をしているかを審査することになった。

そして、登録博物館については、審査の過程で、学識経験者から意見聴取することが必要となった。また、登録後も博物館の運営状況について定期的な報告を求め、登録要件を備えているか確認することとされた。

この度の規則改正は、これらの法改正により見直された事項を踏まえて、教育委員会規則で定める登録事務を改正するものである。

参考に、令和3年度時点の全国の登録博物館・指定施設は、それぞれ911館、395館である。本市には、現時点で、登録博物館が18館、指定施設が20館あり、どちらも政令指定都市の中で最も多く有している。

次に、今後の予定だが、この度の規則が改正されたら、施行に関する詳細な事項を定めた要綱を定める予定である。その後、法改正前から登録及び指定されている38館については、改正法の附則の定めにより、令和9年度末までに改正後の新しい基準に基づき審査をしなければならないので、書類の準備ができた施設から再審査を実施していきたいと考えている。

最後に、参考として、近年の登録・指定の状況である。登録博物館は平成29年度以降、申請がないが、指定施設は、今年度、1施設を指定し、もう1施設を現在審査している。

また、登録博物館のメリットであるが、事業所税の非課税など税制上の優遇があることや、著作物の複製が可能となることなどが挙げられる。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】登録の審査体制はどうなるのか。

【事務局】申請する施設から審査に必要な書類を提出してもらい、その書類に基づき確認する。加えて、学識経験者から意見聴取を行い、審査を進める。

【稲田教育長】既に登録・指定されている博物館は、令和9年度末までに再審査を実施することだが、どのように進めるのか。

【事務局】対象となる施設には、審査に必要な書類の準備を進めるように順次お願いをしている。比較的最近に登録された施設は審査に必要な書類が揃っていると思われるので、極力早く書類を提出してもらいたいと考える。一方で、登録・指定が古い施設などは、改めて丁寧に説明する必要があると考えている。

(議決)

教育長が、「議題 58 号 京都市博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 59 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 福知 総務課長)

本議案は、市長部局の改正に準じた補助的な職務に従事するものとして定められている会計年度任用職員Bの初任給基準について、令和5年度の京都府の最低賃金改定に向けた引き上げと令和6年度からの給料表改定に係る条文及び別表の修正のための規定整備である。

まず、会計年度任用職員Bの初任給基準の引き上げについてであるが、京都府最低賃金について、令和4年10月1日に、従来の時間額937円から968円へ、約3%の引き上げがあったところである。こうした中、令和5年度にも同程度の引き上げ改定があった場合、時間額は997円となり、現行の会計年度任用職員Bの初任給基準(974円)では、最低賃金を下回ることとなる。

また、会計年度任用職員は、一会計年度ごとに給与等の勤務条件を定めて任用するものであり、年度途中における給与の変更は適切でないことから、令和5年4月1日より初任給基準を8号給へ引き上げることとする。

次に、令和6年度からの給料表改正実施の為の、条文及び別表の改正についてである。

令和6年4月1日より、行政職員における主任選考の厳格化に伴い、給料表2級・3級を見直すこととあわせ、行政職給料表1から3級の低位1~4号給について、前述した最低賃金上昇の影響もあり、当該号給に該当する職員が少なくなることから、1~4号給の廃止、及び現行5号給を1号給へ繰り上げる条例改正が実施される。

会計年度任用職員の給料表は、行政職給料表を準用していることから、給料表改定に伴い、本規則で該当する箇所についても、同様に変更する必要がある。

なお、教育委員会で採用している会計年度任用職員の中においては、本規則別表1第初任給基準表(5)「特に経験を要する教育に関する事務を処理する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる業務に従事する者」の給料を、現行2級3号給としており、4号給削除を実施すると、2級での繰上げ先が無くなってしまいうため、当該の

者については初任給基準を 2 級 1 号給（現行 2 級 5 号給）に改めることで対応する。

本改正の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日となる。

（委員からの主な意見）

特になし

（議決）

教育長が、「議第 59 号 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 60 号 京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 福知 総務課長）

本議案は、令和 5 年 4 月 1 日に「京都市野外教育センター奥志摩みさきの家」を廃止することに伴い、みさきの家を設置している「監察員」を廃止するための規定整備である。

監察員の職務内容は、各職員の服務及び業務を監察することであり、総務課長や教職員人事課長の他、教育施設の部長級相当職員を充て、各所属において服務規律の徹底や不祥事防止に向けた取組、また、風通しの良い職場づくりを進めているところである。

施行期日は、みさきの家廃止日と同様、令和 5 年 4 月 1 日となる。

（委員からの主な意見）

特になし

（議決）

教育長が、「議第 60 号 京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 61 号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明 福知 総務課長）

本議案は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い規程を整備するためのものである。法改正前においては、本市を含む地方公共団体においては、個人情報の定義や開示決定等の根拠規定を条例で定めていたところであるが、デジタル社会の進展に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、地方公共団体ごとの条例の規定及びその運用の相違がデータ流通の支障となりうることや、求められる保護水準を満たさない地方公共団体がある等の課題が生じていたところである。

こうした課題に対応するため、全国的な共通ルールを整備するための法改正がなされ、

令和5年4月1日以降の個人情報保護は、「条例に基づく事務」から「法に基づく事務」となり、法律で委任されている事項は条例で定められることとなる。

この改正を踏まえ、本議案では、京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則において、「情報の提供」の規程があり、京都市個人情報保護条例に基づいた適正な情報の取扱いが求められているところであり、4月1日以降は、新たに個人情報保護に関する法律も加えて個人情報の適正な取扱いが求められるため、規程を整備するものである。

(委員からの主な意見)

特になし

(議決)

教育長が、「議第61号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第62号 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 福知 総務課長)

本議案は、本市において、令和5年4月1日から、簡素で効率的な職制の構築と、役割・責任をより重視した給与構造への転換を図る観点から「課長補佐級」が廃止されることとなり、これに伴い規程を整備するためのものである。

課長補佐の職務内容は、職名のとおり、課長を補佐することであり、管理職である課長への昇任候補としての意識付けもあるが、担当課長の創設や係長同士の連携が密となり、課長補佐と係長の職務・職責が同質化してきていることを踏まえ廃止されることとなる。

課長補佐の廃止により、現在、課長補佐級の職員は、令和5年4月1日付けで課長に昇任するものと除き、係長級に降任することとなるが、課長補佐級に支給されていた給料額を補償する等の経過措置が設けられる。また、降任する課長補佐に対してはあくまで制度上の後任でありモチベーションが保てるようフォローに努めてまいる。

(委員からの主な意見)

特になし

(議決)

教育長が、「議第62号 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案3件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月 7日 予算特別委員会

3月13日 令和4年度 京都市中学校体育表彰

3月13日 市長総括質疑

～3月14日

3月15日 市立中学校卒業式

3月15日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

11時15分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長